

特別養護老人ホーム 報 徳 園

『短期入所生活介護』重要事項説明書

あなた（利用者）に対するサービスの提供開始にあたり、厚生労働省令の規定に基づき、当事業者があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1. 事業者（法人）の概要

事業者（法人）の名称	社会福祉法人高田真善会
主たる事務所の所在地	〒514-0065 三重県津市河辺町1317番地1
代表者（職名・氏名）	理事長 千草 篤麿
設立年月日	昭和55年10月29日
電話番号	059-228-1951

2. ご利用事業所の概要

ご利用事業所の名称	特別養護老人ホーム報徳園
サービスの種類	短期入所生活介護
事業所の所在地	〒514-0065 三重県津市河辺町1317番地1
電話番号	059-228-1951
FAX番号	059-228-1952
指定年月日	令和2年4月1日(当初指定平成12年1月31日)
事業所番号	三重県指定 第2470500634号
管理者の氏名	千草 篤麿
利用定員	定員15名及び介護老人福祉施設空きベッド数
通常の送迎の実施地域	津市(但し、平成18年1月1日合併以前の津市及び安芸郡内)

3. 事業の目的と運営の方針

事業の目的	要介護状態にある利用者の心身の状況もしくはその家族の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により、又は家族の身体的、精神的な負担の軽減を図るために、一時的に居宅において日常生活を営むのに支障がある者に対し、介護サービスを提供することを目的とする。
運営の方針	事業者は、利用者の要介護状態の軽減または悪化の防止に資するよう、認知症の状況等、利用者の心身の状況を踏まえ、利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。 また、明るく家庭的な雰囲気を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、介護保険施設、その他保健・医療・福祉サービスを提供する者との密接な連携に努める。

4. 事業所の職員体制

当事業所では、ご契約者に対して指定短期入所生活介護サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

〈主な職種の配置状況〉※職員の配置については、指定基準を遵守しています。

従業者の職種	主な業務内容	勤務の形態・人数	
管理者	業務の一元的な管理	常勤 1人	非常勤 人
生活相談員	生活相談及び指導	常勤 3人	非常勤 1人
介護職員	介護業務	常勤 36人	非常勤 13人
看護職員	健康管理、衛生管理	常勤 6人	非常勤 1人
機能訓練指導員(看護職員と兼務)	身体機能の向上、指導	常勤 4人	非常勤 1人
介護支援専門員(相談員と兼務)	介護サービス計画	常勤 2人	非常勤 1人
嘱託医師	健康管理、療養指導	常勤 人	非常勤 1人
管理栄養士	食事献立、栄養指導	常勤 2人	非常勤 人

※介護老人福祉施設(定員110名)と併設のため定員125名に対する職員配置数となっております。

〈主な職種の勤務体制〉

従業者の職種	勤務体制
介護職員	日勤 : 8:00～17:30
	早番 : 7:00～16:30
	遅番 : 9:30～19:00
	夜勤 : 17:00～ 9:00 (5名)
看護職員	日勤 : 8:00～17:30
機能訓練指導員	日勤 : 8:00～17:30
医師	毎週 火・金 午後

5. 居室等の概要

当事業所では、以下の居室・設備をご用意しています。利用される居室は、ご契約者の心身の状況にあわせて、軽介護・中介護・重介護・認知症の4ゾーンのうちで決めさせていただきます。

居室・設備の種類	室数	備考
個室(1人部屋)	3室	従来型個室
	2室	多床室扱
2人部屋	1室	多床室(相部屋)
4人部屋	2室	多床室(相部屋)
食堂	4か所	
機能訓練室	2か所	
浴室	2か所	機械浴・特殊浴槽
医務室	1か所	

※居室の変更：ご契約者から居室の変更の希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご契約者の心身の状況により居室を変更する場合があります。

6. 提供するサービスの内容

(1) 短期入所生活介護計画の立案

利用者の日常生活全般の状況を踏まえて、短期入所生活介護計画を作成します。その内容をご契約者及びその家族に説明し同意を得ます。短期入所生活介護計画を作成した際は、当該計画を利用者に交付します。

(2) 食事

当事業所では、管理栄養士（栄養士）の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

また、ご契約者の自立支援のため離床して食堂にて食事をとっていただくことを原則としています。

食事時間 朝食：8:00～ 昼食：11:30～ 夕食：17:00～

(3) 入浴

入浴又は清拭を週2回行います。寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。但し、体調等により、回数減又は清拭となる場合があります。

(4) 排泄

排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

(5) 機能訓練

機能訓練指導員により、ご契約者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減退を防止するための訓練を実施します。

(6) 健康管理

医師や看護職員が、健康管理を行います。

(7) その他自立への支援

寝たきり防止のため、出きる限り離床に配慮します。

生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うように配慮します。

清潔で快適な生活が送れるよう、適切な整容が行われるよう援助します。

別養護老人ホーム報徳園(短期入所)重要事項説明書(令和3年4月1日変更)より抜粋

7. 利用料

あなたがサービスを利用した場合の「基本利用料」は以下のとおりであり、あなたからお支払いいただく「利用者負担金」は、原則として基本利用料の1割(但し、一定以上の所得のある方は2割又は3割)の額です。ただし、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合、超えた額の全額をご負担いただきます。

(1) 短期入所生活介護の利用料

【基本部分：併設型短期入所生活介護費 I（従来型個室）・II（多床室）】

利用者の 要介護度	介護福祉施設サービス費（1日あたり）		
	基本単位	基本利用料 (×10.33)	利用者負担金 (=基本利用料の1割)
要介護1	603単位	6,228円	623円
要介護2	672単位	6,941円	695円
要介護3	745単位	7,695円	770円
要介護4	815単位	8,418円	842円
要介護5	884単位	9,131円	914円

(2) 以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額		
		基本単位	基本利用料 (×10.33)	利用者負担 金
看護体制加算Ⅲ		12単位	123円	13円
看護体制加算Ⅳ		23単位	237円	24円
夜勤職員配置加算Ⅲ		15単位	154円	16円
送迎加算	利用者に対し送迎を行った場合(片道)	184単位	1,901円	191円
サービス提供体制強化加算Ⅰ		18単位	185円	19円
緊急短期入所受入加算	緊急に受入れた場合(7日間を限度)	90単位	929円	93円
看取り連携推進加算	死亡日及び死亡日以前30日以下について7日を限度として1日につき	64単位	661円	67円
長期利用者に対する減算	連続して30日を超える利用	▲30単位	▲309円	▲30円
介護職員処遇改善加算Ⅰ (令和6年5月迄)	1月につき 所定単位数×83/1000×10.33			
介護職員等特定処遇改善加算Ⅰ (令和6年5月迄)	1月につき 所定単位数×27/1000×10.33			
介護職員等ベースアップ支援等加算Ⅰ (令和6年5月迄)	1月につき 所定単位数×16/1000×10.33			
介護職員等処遇改善加算Ⅰ (令和6年6月以降)	1月につき 所定単位数×140/1000×10.33			

※ 上記の(1)(2)の利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

※ 上記料金の(1)(2)の自己負担額については、1日又は1回あたりの介護保険報酬単位に地域単価数(10.33)を乗じ、その1割相当額を切り捨て算出するため、ご利用日数等により変動がございます。

(3) その他の費用

食費	1日につき1,445円。 (ただし、朝食305円、昼食620円、夕食520円とし、1食単 位で費用の支払いを受けるものとします。) また、利用者の希望により特別な食事を提供した場合は、費用の実費 をいただきます。 (負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載されている負 担限度額)
----	---

居住費 (令和6年7月迄)	従来型個室(1日につき) 1,171円 多床室(1日につき) 855円 (負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載されている負担限度額)
居住費 (令和6年8月以降)	従来型個室(1日につき) 1,231円 多床室(1日につき) 915円 (負担限度額認定を受けている場合は、認定証に記載されている負担限度額)
その他	日常生活において通常必要となる経費であって、利用者負担が適当と認められるもの(利用者の希望により提供する日常生活上必要な身の回り品など)について、費用の実費をいただきます。

(3) キャンセル料

利用予定日の直前にサービス提供をキャンセルした場合は、以下のとおりキャンセル料をいただきます。ただし、あなたの体調や容体の急変など、やむを得ない事情がある場合は、キャンセル料は不要とします。

キャンセルの時期	キャンセル料
利用予定日の前日	キャンセル料不要
利用予定日の当日	利用者負担金の100%の額

(4) 支払い方法

上記(1)から(3)までの利用料(利用者負担分の金額)は、1ヶ月ごとにまとめて請求しますので、次のいずれかの方法によりお支払いください。

支払い方法	支払い要件等
ゆうちょ銀行 口座引き落とし	サービスを利用した月の翌月の26日(祝休日の場合は直前の平日)に、あなたが指定する口座より引き落とします。
銀行振り込み	サービスを利用した月の翌月の26日(祝休日の場合は直前の平日)までに、事業者が指定する下記の口座にお振り込みください。 みずほ銀行 津支店 普通口座 1161018 口座名 社会福祉法人高田真善会 特別養護老人ホーム報徳園 園長 千草篤磨
現金払い	サービスを利用した月の翌月の26日(休業日の場合は直前の営業日)までに、現金でお支払いください。

8. 非常災害時対策

事業者は、非常災害その他緊急の事態に備え、必要な設備を備えるとともに、常に関係機関と連絡を密にし、とるべき措置についてあらかじめ消防計画を作成し、消防計画に基づき、年2回以上利用者及び従業者等の訓練を行います。

9. 緊急時における対応方法

サービス提供中に入所者の体調や容体の急変、その他の緊急事態が生じたときは、速やかに主治医及び家族等へ連絡を行う等、必要な措置を講じます。

10. 事故発生時の対応

サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）及び市町村等へ連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

11. 守秘義務に関する対策

事業者及び従業者は、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保守します。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を、従業者との雇用契約の内容としています。

12. 入所者の尊厳

入所者の人権・プライバシー保護のため業務マニュアルを作成し、従業者教育を行います。

13. 身体拘束の禁止

原則として、利用者の自由を制限するような身体拘束を行わないことを約束します。但し、緊急やむを得ない理由により拘束をさせざるを得ない場合には事前に入所者及びその家族へ十分な説明をし、同意を得るとともに、その態様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由について記録します。

14. 虐待防止のための措置

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、虐待防止のための対策を検討する委員会を設置し、虐待防止のための指針を作成し、職員に対し虐待防止のための研修を実施し、これらを適切に実施する担当者を置きます。

15. 苦情相談窓口

(1) サービス提供に関する苦情や相談は、当事業所の下記の窓口でお受けします。

事業所相談窓口	窓口担当 : 園長 千草篤麿、 介護業務部長 伊藤綾子 受付時間 : 午前8時～午後5時30分 電話番号 : 059-228-1951
---------	---

(2) サービス提供に関する苦情や相談は、下記の機関にも申し立てることができます。

苦情受付機関	津市役所 介護保険課	三重県津市西丸之内23-1 電話番号 059-229-3149 FAX番号 059-229-3334 受付時間 午前9時～午後5時 (土・日・祝日を除く)
	三重県国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護保険係	三重県津市桜橋2丁目96 三重県自治会館内 電話番号 059-222-4165 FAX番号 059-222-4166 受付時間 午前9時～午後5時 (土・日・祝日を除く)

	三重県社会福祉協議会 三重県福祉サービス運営適正化委 員会	三重県津市桜橋2丁目131 三重県社会福祉会館内 電話番号 059-224-8111 FAX番号 059-213-1222 受付時間 午前9時～午後5時 (土・日・祝日を除く)
--	-------------------------------------	---

16. 損害賠償について

当施設において、施設の責任によりご利用者様に生じた損害については、施設は、速やかにその損害を賠償します。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、損害の発生について、ご利用者様に故意又は過失が認められた場合には、ご利用者様の置かれた心身の状況等を斟酌して減額するのが相当と認められた場合には、施設の損害賠償責任を減じさせていただきます。

17. サービスの利用にあたっての留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場として快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 施設・設備の使用上の注意

- 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。
- 故意に、又はわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状を復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ご契約者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご契約者の居室に入り、必要な措置を取ることができるものとします。但し、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。
- 当事業所の職員や他の利用者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(2) 禁煙

事業所内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

(3) その他

体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員（又は地域包括支援センター）又は当事業所の担当者へご連絡ください。

令和 年 月 日

事業者は、利用者へのサービス提供開始にあたり、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

事業者 所在地 三重県津市河辺町1317番地1
事業者（法人）名 社会福祉法人高田真善会
特別養護老人ホーム報徳園
管理者氏名 園長 千草 篤 磨 ⑩
説明者職・氏名 生活相談員 ⑩

私は、事業者より本書面に基づき重要事項について説明を受け、サービスの提供開始に同意します。

利用者 〒
住所
氏名 ⑩

署名代行者（又は法定代理人）
〒
住所
本人との続柄
氏名 ⑩